

杉並区主任介護支援専門員・介護支援専門員法定研修受講料助成事業（新規事業）のお知らせ

杉並区では、令和6年度より、介護人材の定着・育成支援の一環として、新たに杉並区内の介護事業所に対して、主任介護支援専門員・介護支援専門員の法定研修受講料（以下「研修」とする）の助成を開始します。本助成については、令和6年3月26日に{更新研修（主任介護支援専門員、介護支援専門員）は半額助成、養成研修（主任介護支援専門員）は全額助成}事業概要をお知らせしていましたが、東京都でも新たに令和6年度から同研修の助成事業を開始することとなり、東京都の助成事業も合わせて活用することで同研修費用も全額補助（都補助3/4+区補助1/4）が可能なため、下記事業概要のとおり、東京都の助成事業の活用を基本とし、事業者の事情等でそれが難しい場合は、区独自助成とするよう検討中です。

このため、東京都の詳細が明らかになり次第（令和6年秋以降）、実施内容や手続き等を区ホームページ等で改めてお知らせいたします。

記

1 事業の概要（令和6年8月29日時点）

杉並区内の介護保険サービス事業所で負担した研修の受講料は、東京都の介護支援専門員法定研修受講料補助事業（事業者等が負担した受講料の3/4を助成）と杉並区の本助成事業（事業者等が負担した受講料の1/4）の併給が可能となる予定です。いずれも事業所等が研修の受講料を負担したことがわかる領収書（写し）が必要になりますので、各事業所においては手続きの準備をお願いします。

【都と区の助成を併給し、全額補助とする場合】

併給希望の場合、まずは東京都へ補助申請手続きをし、その後、区へ補助申請をすることが条件です。算出された額の100円未満の端数は切り捨てとなります。区が助成する研修は、今年度受講した下記の研修のみとなりますのでご注意ください。

区分	研修の種類	東京都助成額	区助成額
主任介護支援専門員	養成研修	受講料の3/4	受講料の1/4
	更新研修		
介護支援専門員			

2 対象者

令和6年度において杉並区内の介護保険サービス事業所において介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者

3 申請期間

助成事業開始日から令和7年3月31日まで

留意事項

- やむを得ず東京都に事業所での申請ができない場合、個人に対して助成できる場合がありますのでご相談ください{更新研修（主任介護支援専門員、介護支援専門員）は半額助成、養成研修（主任介護支援専門員）は全額助成}。
- 東京都の介護支援専門員法定研修受講料補助事業以外の支援金、助成金、補助金等の支給を受けている場合は、助成の対象となりません。

【本事業についての問合せ先】

杉並区保健福祉部介護保険課事業者係 TEL:03-3312-2111（内線 1337）